

論文の内容の要旨

論文題目 「スピノザの政治思想——デモクラシーのもうひとつの可能性」

氏名 柴田 寿子

1. 本書の目的と方法

本書は、スピノザの政治思想の理論的独創性と歴史的意義を明らかにし、そこから現代のリベラル・デモクラシーに対して、どのようなオルタナティヴが示唆されるか検討することを目的としている。そのさい筆者がとった観点と方法は、以下の三点である。

まず第一に筆者は、近代西欧政治思想史および政治哲学の理論的枠組みを参照しつつ議論を開き、具体的には17世紀に主流を占めた社会契約論やシヴィック・ヒューマニズムにおいて、どのような自然権論、主権論、人民論、政体論、徳論などが展開され、それにたいしてスピノザがどのような異端的解釈を示し、本質的な理論転換をなしたかを検証した。またスピノザ以降の西欧において、かれの思想がいかに無意識的に「抑圧」され、すり替えられて「復活」したかを検証することによって、伏流として存在し続けたスピノザ的な政治哲学のモメントを再発見し、従来の西欧政治思想史を再構築することを目指した。第二に筆者は、政治思想・政治哲学と人々の日常的な社会意識とが絡み合って成立する歴史的な現場に接近するため、スピノザをはじめとした各思想家のテキストやテキスト相互間の読解のズレを、歴史的背景とつき合わせて検討するとともに、各思想家による聖書解釈との関連を分析した。第三に筆者は、スピノザ思想の現代性を考えるため、1960年代後

半以降盛んになったスピノザ哲学にかんする新解釈の方向性や、それに伴う「ポスト・モダン」的な問題意識を積極的かつ批判的に受け止め、政治思想の領域で発展的に応用しつつ、スピノザの政治思想がリベラル・デモクラシーにたいして示しうるオルタナティヴを構想した。

2. 各章の内容

第一章では、まずスピノザの生涯とその思想の独創性を育んだネーデルラントの歴史的政治的背景を概観し、共和主義的分権制や宗教的寛容などのオランダ的自由について確認した。さらに政治思想においてスピノザが最も大きな影響を受けたホップズの社会契約論を、スピノザがいかに継承しつつ転換したかを検討した。規範や法に先行する個人主義的な近代的自然権と、それに相合する規範的道徳的な自然法というホップズの議論を、スピノザは政治的な場における「自然」の必然性によって解釈しなおし、「自然権」とは、ある状況に置かれた有限な個体が現実的にもつ自然の力そのものであり、その内実は、その個体と無数の他者との相互関係が織りなす「自然法」（＝自然法則）そのものであるとみなした。その結果スピノザは、ホップズ的な契約論や代表主権論を、「大衆」の力の合成によって生じる多様で自然的な運動や集合の理論へと読み換え、ルソー的な社会契約論と民主政のヴィジョンへと接近する。

第二章では、ヨーロッパ啓蒙思想のなかでも、とくに政治・宗教論としてスピノザを継承した傾向が顯著なフランスに焦点をあて、自由思想家、貴族改革派、百科全書派、ルソーと順次各々の思想のなかで、スピノザ思想がどのように受容、誤解、批判され、復活したかをたどりながら、スピノザ思想と啓蒙思想との理論的ズレを浮き彫りにした。それはスピノザとルソーの国家論をめぐる連続と不連続の問題において一つの頂点を迎える、ルソーはスピノザの社会契約論を、市民のあるべき権利と「自由への強制」にもとづく一般意志論という、「公共的啓蒙」のヴィジョンへと読み換えた。しかしどスピノザが把握した国家とは、「大衆」による諸力の構成（最高権力）をあたかも一つの全体性のごとく現出させながら、公私の領域区分ばかりか民族・宗教・階層・言語など、あらゆる表象的な同一性を横断して運動し続ける、開かれたダイナミックな編成体だった。

第三章では、独立戦争から17世紀後半にいたるネーデルラントの政治情勢と政治思想を概観し、とくにオラニエ派と都市貴族派各々の代表的な政治思想とみなされたアルトゥジウスおよびグロティウスにおける、暴君放逐論、人民主権論、立憲主義的混合政体論、自然法論と、スピノザの政治思想との相違を理論的に考察した。スピノザは、共和主義的貴

族政やシヴィック・ヒューマニズムにおける公共的徳論の限界を指摘しつつ、政治参加能力がなく市民社会の体系に組み込まれえない「大衆」が形成する社会意識（感情・欲望）の必然的運動を分析する。その結果スピノザは、「大衆」が恐怖や憐憫といった否定的感情を、積極的な喜びや愛という能動感情へと転換する可能性をみいだし、「大衆」の分散性・対立性と政治的統合性とが両立する可能性を展望した。とくにスピノザが、ヘブライ語聖書や福音書の歴史物語をかれ独自の「自然」の立場から読み解くことによって、ユダヤ教やキリスト教ばかりか、すべての宗教が普遍的宗教として機能し、異質な人々のあいだで共同の社会的政治的行動が成立する可能性を展望した点は注目される。

第四章では、カルヴィニズムとの政治的思想的関係を機軸に、アルトゥジウス、ホップズ、スピノザ各々の聖書解釈を検討し、それぞれの思想家が、族長契約やシナイ契約、さらにはその後のイスラエル国家の歴史的展開をどのように分析したか、またそれが政治論や権力観とどのような関連にあったかを分析した。それを通じてスピノザが、社会制度による権力の分散・統合・調整の機能や、民族的伝統・習慣・言語などの心的レベルで機能する権力作用を積極的に分析し、同時に権力が日常レベルで生産ないしは解除されるメカニズムを示唆することによって、きわめて現代的な権力観を開拓した点を明らかにした。

第五章では、「自由主義」の政治哲学的基礎のひとつである「自由な自己」というアイデンティティの概念と、スピノザにおける政治哲学的な「自由」の概念との相違を検討した。またそれに関連する限りで、フォイエルバッハ、ヘーゲル、マルクス、ニーチェ、現代のアイデンティティの政治思想などと、スピノザとの理論的関係を論じた。まず現代の政治哲学的視点から考察した場合、スピノザの自由意志論批判の眼目は次の点にある。それは人間の主体的な自由意志とそれを越えたより大きな主体（神、理性、市場、国家、歴史など）とが相互に追認しあう理論体系は、結局大きな主体への人間の従属に帰着することである。スピノザの「エティカ」の政治哲学的目的は、こうした「自由な自己」意識による他者への従属から、真の自由への方向転換にあり、自我・国家・民族・階層・道徳など、さまざまなアイデンティティ（およびそれにともなう差異の意識）が、他者から発せられ決定されるメカニズムを認識し、それによってその意識を解除・転換することにある。そのメカニズムを分析するためスピノザは、まずデカルトの心身二元論を排し、身体＝精神の具体的な「定まり」の場であり、自己と他者が実在的に関係しあう場を「コナトウス」という概念で理論化した。そして個人や集団の「コナトウス」において、さまざまな表象（感情・欲望）が類似・対立・複合しながら運動・成立し、日常的習慣として集積

される力動性、組織性、規則性を詳細に分析した。人間は、この「コナトゥス」の機能変化を自ら感じ認識することによって、自己内外の数々の固有性や活動性が、「自然」の無限性・必然性によって基礎づけられていることを直観し、真に普遍的な認識（理性）へと開かれうる可能性をもっている、とスピノザは考えたからである。

第六章では、近代西欧政治思想史の系譜において論じられてきた平等の概念と、スピノザが提示している「同等性」の概念の相違を論じた。近代的な平等概念は、自然的社会的平等と政治的平等とを無媒介に同一視することによって、なんらかの政治的能力とそれにもとづく同一性と排除の構造を、国境の内外に設定せざるをえなかった。これにたいしスピノザは、「自然権」の無限の多様性・差異性とその存在論的な「同等性」、ならびに政治的な領域における公的自由としての「同等性」を区別した上で、国家を両者の運動性が現出する場とみなした。それによってスピノザは、デモクラシーが「無規定で絶対的な平等」（シュミット）や「社会的画一化や專制」（アーレント）に転落する可能性を回避しようとしたのである。

3. 結論

以上のように、スピノザは国家を、多様な存在論的差異（＝自然権）をもった多数者＝「大衆」が邂逅し、民族・宗教・言語・伝統・階層・文化・ジェンダーなどを機軸とした数々の抽象的な表象を成立させながら、それにともなう権力の形成・喪失の運動を繰り広げる場と捉え、その変動をもっとも顕著に現す政体をデモクラシーとみなした。それはなんら規範的な概念ではなく、その様態は「大衆」が現実的に表象＝力をどのように連結・結集させるかにかかっていたが、それゆえにこそデモクラシーは、抑圧的・闘争的・閉鎖的ではなく、多元的・平和的・開放的で、多様性や異質性を内包しつつ変動する政治システムとして成立する可能性を秘めていた。後者のようなデモクラシーは、社会的な画一性や平等ではなく、政治的同等性にもとづいて成立する。しかし政治的同等性は、一般的抽象的なアイデンティティやそれと相互補完的な社会的差異によって、たえず毀損され易いため、政治的同等性を維持する方策こそが重要だった。スピノザはそのための具体的な考察や提案として、一方では、法・制度・組織・習慣等における様々な工夫を、また他方では、宗教をはじめさまざまな表象から直観知や理性へいたる実践的な倫理を提示した。それは、西欧近代政治思想において後に主流を占めていくことになる国民国家論や代表制民主主義、あるいは公共的市民や自由主義を前提とした民主主義とは方向性を異にする、きわめて今日的なデモクラシーのヴィジョンを示唆している。